

# 都幾川村・玉川村合併協議会

## 第8回会議資料

平成17年10月27日（木曜日） 午後2時

玉川村文化センター（アスピアたまがわ）2階

## 第8回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第11号 合併協議の経過報告について

報告第12号 合併協定項目に係る調整状況について(その1)

(2) 協議事項

協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定について

4 その他の事項

5 閉 会

## 報告第11号

### 合併協議の経過報告について

## 合併協議の経過

平成16年10月18日	「2村合併に関する住民アンケート」の実施
11月 1日	都幾川村、玉川村で「都幾川村・玉川村合併協議会」を設置
11月12日	第1回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
11月24日	第2回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月13日	第3回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月21日	第4回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成17年 1月26日	第5回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催 すべての協定項目の協議を終了
2月17～19日	4会場で「合併に関する住民説明会」を実施
2月24日	第6回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
3月 5日	合併協定書調印式
3月 8日	2村議会に合併関連議案提出、議決
3月23日	埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出
5月27日	第7回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
5月31日・6月1日	合併準備説明会（2村職員対象）を開催
7月 8日	埼玉県議会による廃置分合の議決
7月22日	埼玉県知事による廃置分合の決定、総務大臣へ 届出 「新町の町章デザイン公募」の実施
8月24日	総務大臣による廃置分合の官報告示
10月27日	第8回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成18年 2月 1日	新町発足

(写)

## 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条

第1項の規定により、平成18年2月1日から比

企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域を

もって同郡ときがわ町を設置する。

平成17年7月22日

埼玉県知事 上田清



○総務省告示第九百七十六号

市町の廃置分合

○総務省告示第九百八十一号

○総務省告示第九百八十四号

○総務省告示第九百八十八号

市町の廃置分合

○総務省告示第九百八十五号

市町の廃置分合

○総務省告示第九百八十六号

市町の廃置分合

○総務省告示第九百八十七号

市町の廃置分合

○総務省告示第九百八十八号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、深谷市、大里郡岡部町、  
同郡川本町及び同郡花園町を廃し、その区域を  
もつて深谷市を設置する旨、埼玉県知事から届出  
があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示  
する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

國務大臣 細田 博之

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

國務大臣 細田 博之

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

國務大臣 細田 博之

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

國務大臣 細田 博之

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第  
七条第一項の規定により、北埼玉郡南河原村を廃  
し、その区域を行田市に編入する旨、埼玉県知事  
から届出があつたので、同条第七項の規定に基  
づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力  
を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理  
國務大臣 細田 博之総務大臣臨時代理  
國務大臣 細田 博之総務大臣臨時代理  
國務大臣 細田 博之総務大臣臨時代理  
國務大臣 細田 博之

外務大臣 町村 信孝

## 報告第12号

### 合併協定項目に係る調整状況について（その1）

「合併時（合併翌年度当初）に再編（統合）する」とした調整結果について、次のとおり報告する。

## 協定項目 10 地方税の取扱いについて

(第 2 回会議資料 7 ページ)

協定項目 No.10 法人町民税の税率の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
法人市町村民税賦課 (税率、減免)	減免 地方税法、都幾川村税条例 で定めている。	減免 地方税法、玉川村税条例で 定めている。	減免については、合併時に再 編する。	減免 ・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2 条第2項に規定する法人で、 収益事業を行わないもの ・その他、特別の事由がある もの

協定項目 No.10 軽自動車税の税率の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
軽自動車税賦課(税率、納期、 減免等)	納期 4月11日から 4月30日	納期 5月 1日から 5月31日	納期については、合併時に統 合する。	納期 5月1日から5月31日とす る。

協定項目 No.10 入湯税の取扱い

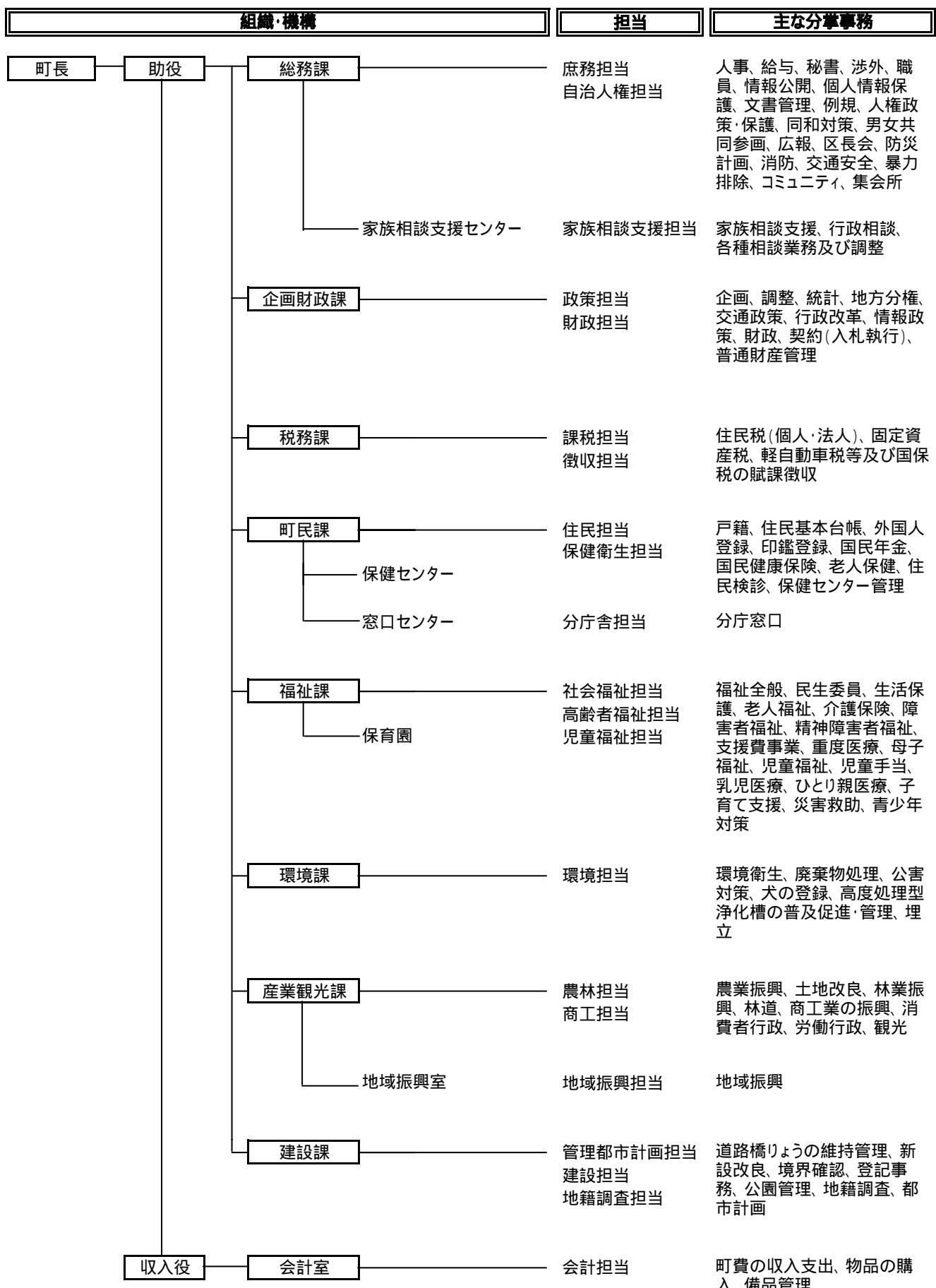
事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
入湯税	課税免除 • 年齢12歳未満の者 • 共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者	課税免除 • 年齢12歳未満の者 • 共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者 • 日帰り客の利用に供する施 設において、入湯料金 1,000 円以下で入湯する者	課税免除は、合併時に再編す る。	課税免除 • 年齢12歳未満の者 • 共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者 • 日帰り客の利用に供する施 設において、入湯料金 1,000 円以下で入湯する者

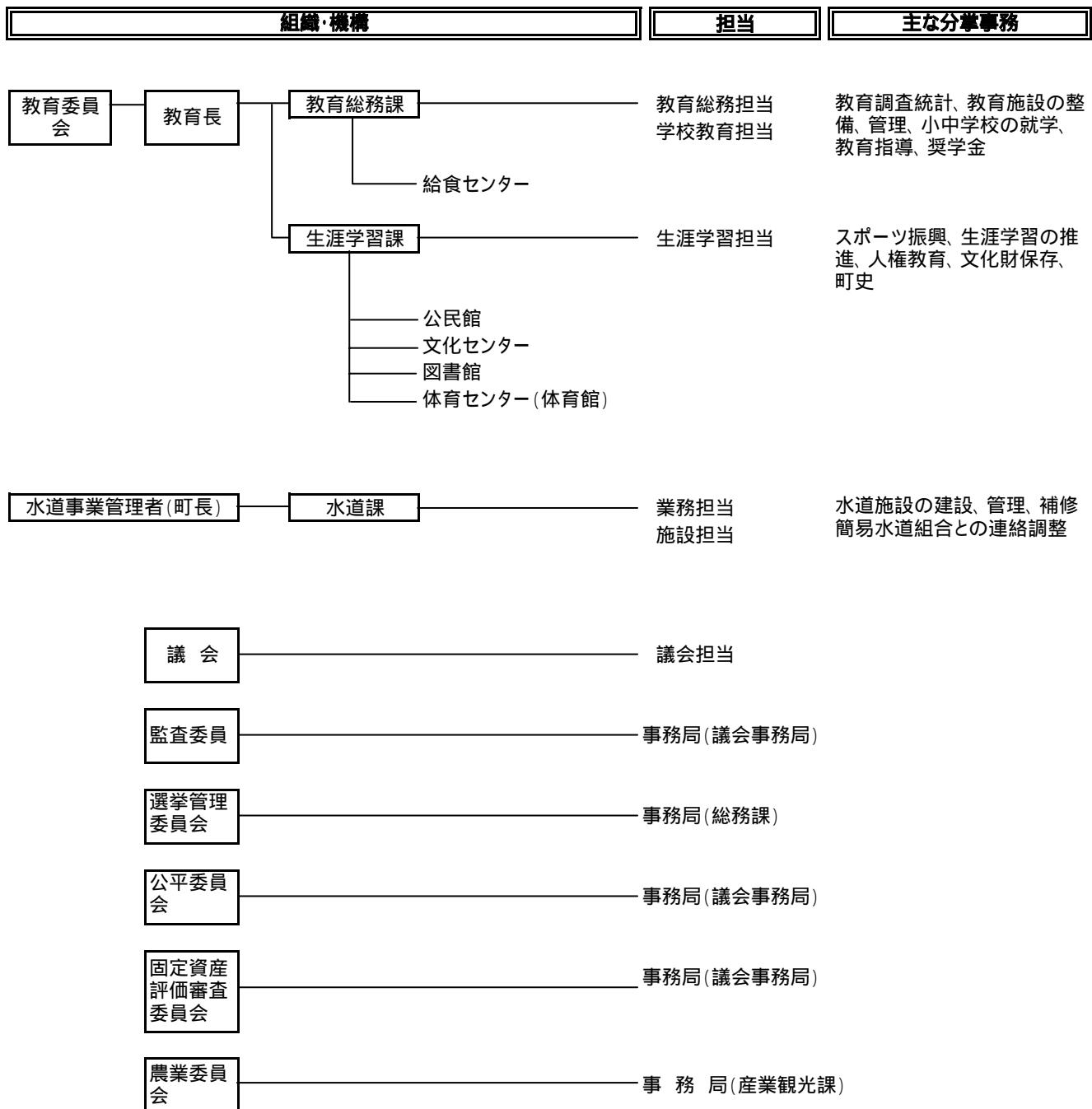
協定項目 1 4 事務組織及び機構の取扱いについて  
(第 3 回会議資料 1 7 ページ)

協定項目 No.14 事務組織及び機構の取扱いについて

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
組織と職員数 行政組織	都幾川村事務組織図 及び都幾川村職員数 一覧表のとおり	玉川村事務組織図及び 玉川村職員数一覧表の とおり	<p>1 新町の事務組織及び機構については、合併時までに再編する。</p> <p>2 事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。</p>	事務組織及び機構については別紙のとおり

## 新町組織図(案)





## 参考

### 各課(局・室)の配置

#### 本庁舎(現玉川村役場)

本	総務課
庁	企画財政課
舎	税務課
本	町民課
庁	福祉課
舎	環境課
本	会計室
庁	選挙管理委員会事務局
舎	

#### 第二庁舎(現都幾川村役場)

第	産業観光課
二	建設課
二	教育総務課
二	生涯学習課
二	水道課
二	議会事務局
二	監査委員事務局
二	公平委員会事務局
二	固定資産評価審査委員会事務局
二	農業委員会事務局

第二庁舎には、住民窓口を担当する「窓口センター」を設置

協定項目 22 - 3 電算システム事業の取扱いについて  
(第2回会議資料 61ページ)

協定項目 No.22-3 電算システム事業の取扱い

1. 住民情報システム（　は両村にシステムあり、　はシステムあり）

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
住民記録関連			電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。	導入
住基ネット				導入
住民記録				導入
印鑑登録				導入
税関連				
個人住民税				導入
固定資産税				導入
軽自動車税				導入
収納管理				導入
申告支援				導入
国民健康保険関連				
国民健康保険				導入
国民年金関連				
国民年金				導入
老人保健関連				
老人保健				導入
福祉関連				
障害者医療				導入
障害者福祉(支援費含)				導入
児童手当				導入
保育料				導入
乳幼児医療				導入
ひとり親医療				導入
児童医療				導入
介護保険				導入
選挙関連				
選挙				導入

2. 内部情報システム（　は両村にシステムあり、　はシステムあり）

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
グループウェア				導入
総合行政ネットワーク(LGWAN)			各事務事業の一元化作業により調整を図る。	導入
財務会計				導入

## 3. 個別システム（　は両村にシステムあり、　はシステムあり）

システム名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
戸籍処理			各事務事業の一元化 作業により調整を図 る。	導入
健康管理				導入
人事管理				導入
給与管理				導入
農家台帳				導入
農地転作管理	(畠を除く)			導入
農地台帳	(畠を含む)			導入
畜犬管理				導入
建築確認				導入
学齢簿				導入
給食システム				導入
図書館				導入
業者登録管理				導入
積算システム				導入
介護認定支援				導入
ホームページ				導入
郵便局送信システム				導入
設置に伴うFAX送 信サブシステム				
地籍情報				導入
衛星通信ネット				導入
ワーク				
防災情報				
山林台帳				

協定項目 22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて  
(第2回会議資料 64ページ)

協定項目 No.22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 情報公開	<p>目的:村民の村政情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、村政情報の公開について必要な事項を定める。</p> <p>条例施行年月日 (平成15年4月1日)</p> <p>公開対象文書 平成15年4月1日以降に作成、取得した公文書</p> <p>請求者の定義:村内在住・在勤又は在学の者、村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団</p>	<p>目的:村民の知る権利を保障するため、村が保有する公文書を公開する。</p> <p>条例施行年月日 (平成14年10月1日)</p> <p>公開対象文書 平成14年4月1日以降に作成、取得した公文書</p> <p>請求者の定義:何人でも公開請求できる。</p>	<p>情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。</p>	<p>条例施行年月日 (平成18年2月1日)</p> <p>公開対象文書 平成18年2月1日以降に作成した完結文書</p> <p>合併前の2村の文書は、任意で公開する。</p> <p>請求者の定義:何人でも公開請求できる。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
2 個人情報保護制度	<p>体、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>請求件数（H16年度） 3件（H15年3月末まで）</p> <p>実施機関 全ての機関で実施</p> <p>手数料：無料 コピー代：20円</p> <p>条例施行年月日 (平成15年4月1日) [制度の概要] ・個人情報取扱いの 基本的ルール ・自己の個人情報コントロ</p>	<p>請求件数（H16年度） 3件（H15年3月末まで）</p> <p>実施機関 全ての機関で実施</p> <p>手数料：無料 コピー代：30円</p> <p>条例施行年月日 (平成14年10月1日) [制度の概要] ・個人情報取扱いの 基本的ルール ・自己の個人情報コン</p>		<p>実施機関 全ての機関で実施</p> <p>手数料：無料 コピー代： 30円（白黒） 100円（カラー）</p> <p>条例施行年月日 (平成18年2月1日)</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 情報公開・個人情報保護審査会等 (1) 情報公開・個人情報保護審査会	ールの手続 委員数：3人 任期：2年 委員資格：優れた学識又は経験を有する者	トロールの手続 委員数：5人以内 任期：2年 委員資格：識見を有する者	情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開、個人情報保護審議会については、合併時に再編する。	委員数：5人以内 任期：2年 委員資格：識見を有する者
(2) 情報公開・個人情報保護審議会	委員数：8人以内 任期：2年 委員資格：学識又経験を有する者、各種団体の役員等	該当なし		情報公開・個人情報保護審議会は設置しない。(玉川村に合わせ、情報公開・個人情報保護審査会条例で対応する。)

協定項目 22 - 5 広報広聴事業の取扱いについて  
(第 2 回会議資料 67 ページ)

協定項目 No.22- 5 広報広聴事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 広報 (広報紙発行)	広報紙名 広報ときがわ  発行日 毎月第4週金曜日 (月1回)  サイズ・枚数等 A4判 平均20ページ 1色刷り  発行部数 2,800部  ページ単価 《1色刷り》 6.2円  納品 ・紙媒体 ・PDFファイル  印刷方法 レイアウト編集(DTP)は職員が行い、印刷は業者に委託  配布方法 《行政区加入者》 行政区に委託 《行政区未加入者》 村内公共施設で希望者に配布  広告掲載 なし	広報紙名 広報たまがわ  発行日 毎月15日 (月1回)  サイズ・枚数等 A4判 平均16ページ 2色刷り (年3回表紙か-)  発行部数 1,800部  ページ単価 《表紙カラー》 8.75円 《2色刷り》 10.625円  納品 紙媒体  印刷方法 レイアウト編集は職員が行い、印刷は業者に委託  配布方法 《行政区加入者》 行政区に委託 《行政区未加入者》 役場で希望者に配布  広告掲載 なし	広報紙は、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。	<b>【発行日】</b> 毎月第4金曜日  <b>【配布方法】</b> 行政区及び自治会加入世帯は、行政区長自治会を通じ配布する。未加入世帯に対しては、公共施設及びコンビニエンスストアに設置する。
2 広報 (ホームページ)	導入 平成12年4月  利用システム ハウジングサービス	導入 平成13年12月  利用システム ホスティングサービス	ホームページは、合併時に再編する。	導入 平成18年2月 1日稼動 利用システム 専用ホスティング

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 広聴（村長への手紙） (村政モニターに 関すること)	<p>更新時期 隨時</p> <p>更新方法 担当課職員</p> <p>聴取方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設に村長への封筒を設置</li> <li>電子メール</li> </ul> <p>対応</p> <p>名称 村政モニター</p> <p>職務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見書提出</li> <li>会議出席</li> <li>アンケート回答</li> </ul> <p>選出方法 無作為抽出</p>	<p>更新時期 隨時</p> <p>更新方法 担当課職員</p> <p>制度なし</p> <p>制度なし</p>		<p>グサービス（業者は未定） Web 管理システム（掲載記事を各課が直接掲載できる。視力弱者等身障者への対応を行う。） 更新時期 メインページの更新は四半期毎 掲載内容は隨時 更新方法 各課職員</p> <p>合併時の広聴については、行政区長より聴取する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>定員 30人</p> <p>委嘱期間 2年間</p> <p>謝礼 会議1回当たり 2,200円 アンケート回答 1回当たり 500円</p>			

協定項目 22-6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて  
(第2回会議資料 71ページ)

協定項目 No. 2 2-6 国際交流、広域交流事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 国際交流 に関する事務	【負担金】 ・日本国際連合協会埼玉 県本部	該当なし	国際交流に關 する事務の負担 金については、合 併時までに調整 する。	日本国際連合 協会に引き続き 加盟する。

協定項目 22 - 7 消防、防災事業の取扱いについて  
(第 2 回会議資料 73 ページ)

協定項目 No.22-7 消防、防災事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
消防団に関すること	<p>【定員数】 105人</p> <p>【組織数】 2分団</p> <p>【詰め所数】 7か所</p> <p>【消防車両】 ポンプ車：4両 タンク車：2両 小型動力ポンプ積載車：1両</p>	<p>【定員数】 70人</p> <p>【組織数】 3分団</p> <p>【詰め所数】 3か所</p> <p>【消防車両】 ポンプ車：2両 タンク車：1両</p>	<p>2村に設置されている消防団は、合併時に再編する。</p>	<p>【定員数】 175人</p> <p>【組織数】 5分団</p> <p>【詰め所数】 10か所</p> <p>【消防車両】 ポンプ車：6両 タンク車：3両 小型動力ポンプ積載車：1両</p> <p>平成17年11月に比企広域市町村圏組合消防団の設置等に関する条例の一部改正が予定されている。それにより、平成18年2月1日から「都幾川消防団」及び「玉川消防団」の管轄エリアが「都幾川村全域」「玉川村全域」から「ときがわ町全域」に再編される。</p> <p>なお、平成18年4月1日から「都幾川消防</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
				団」及び「玉川消防団」は「ときがわ消防団」に再編され、その際に役員数、組織体制等も見直される予定である。
2 防災会議	委員定数：26人以内	委員定数：26人	防災会議については、合併時に再編する。	委員定数：28人以内
3 災害対策本部	設置基準：有 設置場所 都幾川村役場	設置基準：有 設置場所 玉川村役場	災害対策本部については、合併時に再編する。	地域防災計画により定める。 なお、策定までの間は、2村の設置基準を統合し新町の組織に応じ設置する。 本部は、ときがわ町本庁舎とする。

協定項目 22-11 介護保険事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 31ページ)

協定項目 No.22-11 介護保険事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 介護保険事業計画 に関すること。	<p>【名称】 都幾川村介護保険事業計画 (第2期)</p> <p>【策定時期】 平成15年3月</p> <p>【計画時期】 平成15年4月から 平成20年3月まで</p>	<p>【名称】 玉川村介護保険事業計画 (第2期)</p> <p>【策定時期】 平成15年3月</p> <p>【計画時期】 平成15年4月から 平成20年3月まで</p>	第3期介護保険事業計画について、合併翌年度当初に再編する。	<p>2 村の策定委員会が合同で、計画策定を進める。</p> <p>【名称】ときがわ町介護保険事業計画</p> <p>【策定時期】 平成18年3月</p> <p>【計画期間】 平成18年4月から 平成22年3月まで</p>
2 介護保険料の賦課及び納期に関すること。	<p>【保険料】 第1段階 16,600円 第2段階 24,800円 第3段階 33,100円 第4段階 41,400円 第5段階 49,700円</p> <p>【納期月】 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月</p>	<p>【保険料】 第1段階 15,200円 第2段階 22,800円 第3段階 30,400円 第4段階 38,100円 第5段階 45,700円</p> <p>【納期月】 第1期 7月 第2期 9月 第3期 11月 第4期 2月</p>	<p>第3期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>上記策定委員会にて協議する。</p> <p>【納期】 第1期 7月 第5期 11月 第2期 8月 第6期 12月 第3期 9月 第7期 1月 第4期 10月 第8期 2月</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 介護システムの改修	<p>第5期 12月 第6期 2月</p> <p>普通徴収に対する仮算定を実施（4月から8月） 本算定（10月から）</p> <p>平成18年度から介護保険制度が大幅な改正がされ新制度に変更されるため、システム改修が必要になってくる。 過去の制度改正においては、システムの改修・追加を行うことで、対応できたが、新制度に対しては、全面的な改修となるため、現在使用している機器及びソフトでは、新システムに対応できない。</p>	<p>平成18年度から介護保険制度が大幅な改正がされ新制度に変更されるため、システム改修が必要になってくる。 過去の制度改正においては、システムの改修・追加を行うことで、対応できたが、新制度に対しては、全面的な改修となるため、現在使用している機器及びソフトでは、新システムに対応できない。</p>	<p>介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>国の仕様が示されるのが、平成18年3月予定のため、機器の準備を1月を行い、3月に改修を行う。</p>

協定項目 22-12 保健、医療事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 35ページ)

協定項目 No.22-12 保健医療事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 予防接種事業 (7)周知方法	個別通知 あり	個別通知 あり	合併時に再編する。	周知方法 健康カレンダー（保健事業一覧表）の全戸配布及び個別通知、小中学生には学校に配布
(9) B C G (乳幼児)	<p>【実施方法】 個別接種</p> <p>【実施回数】 個別：通年</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関</p>	<p>【実施方法】 個別接種</p> <p>【実施回数】 個別：通年</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関</p>	合併時に再編する。	<p>【実施方法】 個別接種</p> <p>【実施期間】 通年</p> <p>【場所】 委託医療機関（結核予防法の改正により、平成17年度より、ツ反廃止、BCG接種のみとなるため、個別接種の方向で調整中）</p>
(10)二種混合(児童)	<p>【実施方法】 個別接種及び集団接種</p> <p>【実施回数】 個別：8月～通年 集団：1回</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センタ一</p>	<p>【実施方法】 個別接種及び集団接種</p> <p>【実施回数】 個別：9月～10月 集団：1回</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センタ一</p>	合併時に再編する。	<p>【実施方法】 個別接種及び集団接種</p> <p>【実施回数】 個別：通年 集団：1回</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センタ一</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
(11)日本脳炎(児童・生徒)	<p>【実施方法】 個別接種及び集団接種</p> <p>【実施回数】 個別：6月～通年 集団：2回</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センター</p>	<p>【実施方法】 個別接種及び集団接種</p> <p>【実施回数】 個別：6月～7月 集団：2回</p> <p>【場所】 個別：委託医療機関 集団：中学校及び保健センター</p>	合併時に再編する。	法改正により、中学生の接種は廃止、ワクチン改良中のため、小学生の接種も休止中
2 乳幼児(母子) 関係事業 (3)育児学級	<p>【名称】 子育て教室、ベビーサロン、開放日</p> <p>【対象者】 乳幼児</p> <p>【回数】 子育て教室：年3回 ベビーサロン：月1回 開放日：月2回</p>	<p>【名称】 子育て教室 子育て開放日</p> <p>【対象者】 1～3歳児 就学前乳幼児と親</p> <p>【回数】 年6回 週1回</p>	合併時に再編する。 新たに再編 (都幾川村に合わせる。) 開放日 都幾川村のみ月2回	<p>【名称】 子育て教室 乳幼児相談 (ベビーサロンと開放日を統合)</p> <p>【対象者】 町内在住の0～3歳児(兄弟姉妹の参加可)</p> <p>【回数】 子育て教室：年6回 乳幼児相談：月1回</p>
(4)離乳・幼児食教室	<p>【対象者】 4～10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児</p> <p>【回数】</p>	<p>【対象者】 4か月児・10か月児・1歳5～8か月児・3歳4～6か月児</p> <p>【回数】</p>	合併時に再編する。 (乳幼児健診児と同時に実施)	<p>【対象者】 乳児診断・幼児診断の保護者</p> <p>【実施日】</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
(7)1歳6か月児健診	月1回  【対象者】 1歳6~7か月児  【回数】 年6回 2歳児・3歳児健診と同時実施	年8回  【対象者】 1歳5~8か月児  【回数】 年4回 3歳児健診と同時実施	合併時に再編する。	乳幼児健診時  【対象者】 町内在住の1歳6~7か月児  【回数】 年6回 3歳児健診と同時実施
(8)2歳児健診	【対象者】 2歳6か月児  【回数】 年6回 1歳6か月児・2歳児健診と同時実施	【対象者】 2歳1~7か月児  【回数】 年2回	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の2歳4か月~7か月児  【回数】 年4回
(9)3歳児健診	【対象者】 3歳6~7か月児  【回数】 年6回 1歳6か月児・2歳児健診と同時実施	【対象者】 3歳4~6か月児  【回数】 年4回 1歳6か月児健診と同時実施	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の3歳5~6か月児  【回数】 年6回 1歳6か月児健診と同時実施
(12)新生児、産婦家庭訪問	【方法】 村保健師による家庭訪問	【方法】 村保健師による家庭訪問 助産師による家庭訪問	合併時に再編する。	【方法】 保健師による家庭訪問 助産師による家庭訪問(年3回)

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
8 健康教育、健康相談 (1) 健診後の健康相談（健康度評価事業）	<p>【対象者】 全出生児とその産婦</p> <p>【対象者】 住民健診・女性総合健診の結果、生活習慣を改善する必要が認められる者</p> <p>【方法】 個別相談</p> <p>【実施期間】 5日間</p>	<p>【対象者】 全出生児とその産婦</p> <p>【対象】 ミ二人間ドックにおいて「要指導」と判定された者、その他生活習慣行動の改善が必要と認められる者</p> <p>【方法】 個別相談</p> <p>【実施期間】 2日間</p>	合併時に再編する。	<p>【対象者】 全出生児とその産婦のうち希望者</p> <p>【対象】 基本健診受診者</p> <p>【方法】 個別相談</p> <p>【実施期間】 6日間</p>
(3) 転倒予防教室	<p>【対象者】 60歳以上</p> <p>【講師】 運動指導士等</p> <p>【回数】 年 26回</p> <p>【内容】 転倒予防体操・マシントレーニング</p>	<p>【対象者】 65歳以上</p> <p>【講師】 運動指導士</p> <p>【回数】 年 5回</p> <p>【内容】 転倒予防体操・ストレッチ・ウォーキング</p>	合併時に再編する。	<p>【対象者】 町内在住の 60歳以上</p> <p>【講師】 運動指導士</p> <p>【回数】 年 2 クール各 13回</p> <p>【内容】 転倒予防体操・マシントレーニング・バランス訓練</p>
(4) 糖尿病教室	<p>【対象者】 基本健康診査で、糖尿病</p>	<p>【対象者】 基本健康診査受診者で、血糖値と A1c が D 判定以上</p>	合併時に再編する。	<p>【対象者】 基本健康診査受診者で、血糖値と A1c が D 判定以上</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
(5)骨粗しょう症 教室(運動・栄養)	【内容】 集団教室 全4回  該当なし	の者 【内容】 個別+集団 全4回  【対象者】 骨密度測定の結果 「要指導・要精検」 のうち希望者 【内容】 運動・栄養指導 【講師】 運動指導士・栄養士 【回数】 年2回	合併時に再編する。	の者 【内容】 集団 全4回  【対象者】 骨密度測定の結果 「要指導・要精検」 のうち希望者 【内容】 運動・栄養指導 【講師】 運動指導士・栄養士 【回数】 年2回
(6)生活習慣病予 防教室	【対象者】 住民	【対象者】 ミ二人間ドックに おいて「要指導」 と判定された者、 その他生活習慣行 動の改善が必要と 認められる者  【内容】 個別指導 (保健師・栄養士)	合併時に再編する。	【対象者】 基本健診の結果、 糖尿病の疑いのあ る方、高脂血症の 方  【内容】 集団
(7)ミニ・デイサー ビス	【対象】 地区住民  【会場】		合併時に再編する。	【対象】 概ね65歳以上地 区住民 【会場】

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	地区集会場 【内容】 運動、手芸等			地区集会場 【内容】 健康チェック、転倒予防体操、手芸等 【回数】 年20回
(9)健康クッキン グ講座	該当なし	【対象者】 希望者 【内容】 調理実習・健康教育 【回数】 年4回	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の希望者 【内容】 テーマに基づいた 調理実習 【回数】 年4回
11 訪問指導	【対象】 健康診査の事後指導の必要者。高齢者（寝たきり、単身、世帯）  【スタッフ】 保健師	【対象】 療養上の保健指導が必要な人・家族、  【スタッフ】 保健師	合併時に再編する。	【対象】 健康診査の事後指導の必要者。療養上の保健指導が必要な人・家族。  【スタッフ】 保健師
(3)ふれあいサロン	【対象】 障害者	【対象】 障害者	合併時に再編する。	【対象】 精神障害者で症状の安定している者、知的・身体障

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>【内容】 畑作業・昼食作り</p> <p>【回数】 月1回</p> <p>【参加費】 300円</p>	<p>【内容】 畑作業・昼食作り</p> <p>【回数】 月1回</p> <p>【参加費】 100円</p>		<p>害者</p> <p>【内容】 集団活動</p> <p>【回数】 月1回</p>

協定項目 22-13 障害者福祉事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 51ページ)

協定項目 No.22-13 障害者福祉事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 障害児(者)生活サポート事業	<p>障害者及びその家族の介護需要に対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。</p> <p>【対象者】            ・身体障害者            ・知的障害者            ・障害児</p> <p>【年間利用時間】            ・150時間を上限</p> <p>【負担割合】            ・運営費補助として1時間当たり1,900円            ・県費 1/2 (1,050,000円が限度)            ・村費 1/2</p> <p>【利用料助成】            利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p>	<p>障害者及びその家族の介護需要に対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。</p> <p>【対象者】            ・身体障害者            ・知的障害者            ・障害児            ・精神障害者</p> <p>【年間利用時間】            ・150時間を上限            ・重度心身障害児については、300時間を上限</p> <p>【負担割合】            ・運営費補助として1時間当たり1,900円            ・県費 1/2 (1,050,000円が限度)            ・村費 1/2</p> <p>【利用料助成】            利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p>	<p>障害児(者)生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>障害者及びその家族の介護需要に対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。</p> <p>【対象者】            ・身体障害者            ・知的障害者            ・障害児            ・精神障害者</p> <p>【年間利用時間】            ・150時間を上限</p> <p>【負担割合】            ・運営費補助として1時間当たり1,900円            ・県費 1/2 (1,050,000円が限度)            ・町費 1/2</p> <p>【利用料助成】            利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
2 障害者ホームヘルプサービス事業	<p>【登録者数】 16年度 27人</p> <p>入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。</p> <p>【対象者】            ・身体障害者            ・知的障害者            ・障害児            ・難病患者            ・寝たきりの状態、日常生活に支障がある 65 歳以上の者のいる世帯         </p>	<p>なお、障害児が利用の場合は0円から300円の負担とする。</p> <p>【登録者数】 16年度 38人</p> <p>入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。</p> <p>【対象者】            ・身体障害者            ・知的障害者            ・障害児            ・難病患者            ・判定が「自立」の65歳以上の介護を必要とする老人            ・子育て家庭         </p>	<p>障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。</p> <p>【対象者】            ・子育て家庭            ・難病患者              (身体障害者、知的障害者、障害児は支援費制度へ移行。寝たきりの状態、日常生活に支障がある 65 歳以上の者のいる世帯は介護保険制度へ移行。判定が「自立」の 65 歳以上の介護を必要とする老人は高齢者生活指導員派遣事業で対応できるため、子育て家庭及び難病患者のみを対象としたホームヘルプ事業として         </p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から950円</p> <p>【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4</p> <p>【利用者数】16年度 0人</p>	<p>【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円</p> <p>【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4</p> <p>【利用者数】16年度 0人</p>		<p>実施する。) 【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円</p> <p>【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・町 1/4</p>
3 障害者スポーツ・レク交流会	(社協で実施)	<p>バスハイク 16年度実績 介護者付5組7人参加</p>	<p>障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。</p>	社会福祉協議会の事業として実施する。
5 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業	<p>重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 ・身体障害者手帳1～3級 療育手帳 A～B</p> <p>【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき60円とし、1か月の対象料は、自動車30リットル、バイク5リットルを限度とする。</p>	<p>重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者</p> <p>【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき50円とし、1か月の対象料は、自動車36リットル、バイク5リットルを限度とする。</p>		<p>重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>【対象者】 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 A～B ・精神障害者保健福祉手帳1・2級</p> <p>【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき60円とし、1か月の対象料は、自動車30リットル、バイク5リットルを限度とする。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可  【負担割合】 ・県費 1/3 ・村費 2/3	(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可  【負担割合】 ・県費 1/3 ・村費 2/3		(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可  【負担割合】 ・県費 1/3 ・町費 2/3
6 心身障害者福祉タクシー利用料助成事業	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。	心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。
	 【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者	 【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者		 【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者
	 【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成	 【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成		 【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成
	 【負担割合】 ・県 1/3 ・村 2/3 自動車等燃料費助成事業との重複不可	 【負担割合】 ・県 1/3 ・村 2/3 自動車等燃料費助成事業との重複不可		 【負担割合】 ・県 1/3 ・町 2/3 自動車等燃料費助成事業との重複不可

協定項目 22-14 高齢者福祉事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 58ページ)

協定項目 No.22-14 高齢者福祉事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 高齢者保健福祉計画に関すること	<p>【名称】 ・都幾川村高齢者保健福祉計画</p> <p>【策定時期】 ・平成15年3月</p> <p>【計画期間】 ・平成15年4月から平成20年3月まで</p>	<p>【名称】 ・玉川村高齢者保健福祉計画</p> <p>【策定時期】 ・平成15年3月</p> <p>【計画期間】 ・平成15年4月から平成20年3月まで</p>	高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。	<p>【名称】 ・ときがわ町高齢者保健福祉計画</p> <p>【策定時期】 ・平成18年3月</p> <p>【計画期間】 ・平成18年4月から平成23年3月まで</p>
2 高齢者慶祝事業	<p>長寿祝い金</p> <p>【名称】 ・都幾川村長寿百歳祝金</p> <p>【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方</p> <p>【支給額】 ・居住期間が30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>【支給方法】 ・百歳の誕生日に村長が自宅</p>	<p>長寿祝い金</p> <p>【名称】 ・玉川村長寿百歳祝金</p> <p>【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方</p> <p>【支給額】 ・居住期間が30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>【支給方法】 ・百歳の誕生日に村長が自宅</p>	高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。	<p>長寿祝い金</p> <p>【名称】 ・ときがわ町長寿百歳祝金</p> <p>【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方</p> <p>【支給額】 ・居住期間が30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円</p> <p>【支給方法】 ・百歳の誕生日に町長が自</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>を訪問する。</p> <p>【根拠条文等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都幾川村長寿百歳祝金支給に関する条例</li> </ul> <p>敬老年金</p> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老金</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年9月15日現在で満75歳に達している者で、同日現在引き続き都幾川村に1年以上現実に居住していることが明らかである者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上80歳未満 5,000円</li> <li>・80歳以上85歳未満 7,000円</li> <li>・85歳以上90歳未満 10,000円</li> <li>・90歳以上100歳未満</li> </ul>	<p>を訪問する。</p> <p>【根拠条文等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉川村長寿百歳祝金支給に関する条例</li> </ul> <p>敬老年金</p> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老金</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年9月1日に本村に住所を有し、その翌年の4月1日現在で満75歳以上である者で、かつ、本村に1年以上現実に居住することが明らかである者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上80歳未満 5,000円</li> <li>・80歳以上85歳未満 8,000円</li> <li>・85歳以上90歳未満 10,000円</li> <li>・90歳以上100歳未満</li> </ul>		<p>宅を訪問する。</p> <p>敬老年金</p> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老金</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年9月1日現在で満77歳、満88歳、満99歳である者で、同日現在引き続きときがわ町に1年以上現実に居住していることが明らかである者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・77歳：10,000円</li> <li>・88歳：20,000円</li> <li>・99歳：30,000円</li> </ul>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 配食サービス事業	<p>20,000円 ・100歳以上の者 30,000円</p> <p><b>【支給申請】</b> ・新規(75歳)の方のみ申請書の提出が必要</p> <p><b>【支給方法】</b> ・敬老会の席上で手渡しする。</p> <p><b>【根拠条文等】</b> ・都幾川村敬老金支給条例</p> <p>栄養バランスのとれた食事を提供することで、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否確認を行う。</p> <p><b>【支給対象者】</b> ・65歳以上の独居者又は高齢者世帯で、心身の障害及び疾病により調理が困難な者</p>	<p>15,000円 ・100歳以上の者 20,000円</p> <p><b>【支給申請】</b> ・新規(75歳)の方のみ申請書の提出が必要</p> <p><b>【支給方法】</b> ・敬老会の席上で手渡しする。</p> <p><b>【根拠条文等】</b> ・玉川村敬老金支給条例</p> <p>在宅の高齢者等で、日常生活に支障のある者に対し、配食サービス事業を行うことにより、食生活の改善と健康の増進を図り合わせて安否の確認を行う。</p> <p><b>【支給対象者】</b> ・65歳以上のひとり暮らしの者 ・65歳以上の高齢者世帯であって、支援が必要な状態にある者 ・40歳以上65歳未満の者</p>	<p>配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p><b>【支給申請】</b> 申請不要</p> <p><b>【支給方法】</b> ・敬老会の席上で手渡しする。</p> <p>栄養バランスのとれた食事を提供することで、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否確認を行う。</p> <p><b>【支給対象者】</b> ・65歳以上の独居者又は高齢者世帯 ・40歳以上65歳未満の心身障害者で支援が必要な者 ・上記に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 在宅介護支援センター事業	<p>【配食日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食のみ</li> <li>・週 5 回以内で 1 日 1 食とする。</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 食 8 0 0 円とし、自己負担は 2 0 0 円とする。</li> </ul> <p>在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。</p> <p>【設置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 か所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型支援センター</li> </ul> </li> </ul> <p>(都幾川村在宅介護支援センター)</p>	<p>で、心身に障害を有し、支援が必要な者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に掲げる者のほか、村長が特に必要と認めた者</li> </ul> <p>【配食日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食のみ</li> <li>・月曜～土曜日の昼食</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 食 7 0 0 円とし、自己負担は 2 0 0 円とする。</li> </ul> <p>在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。</p> <p>【設置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 か所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型支援センター</li> </ul> </li> </ul> <p>(玉川村在宅介護支援センター)</p>	<p>在宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>	<p>【配食日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食のみ</li> <li>・月曜～土曜の昼食</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 食 8 0 0 円とし、自己負担は 2 0 0 円とする。</li> </ul> <p>在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。</p> <p>【設置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 か所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型支援センター</li> </ul> </li> </ul> <p>(ときがわ町在宅介護支援</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
				センター) 地域包括支援センターへ 移行する法改正が見込まれ ている。(17年度中)

協定項目22-17ごみ処理事業の取扱いについて  
(第3回会議資料73ページ)

## 協定項目 No. 22-17 ごみ処理事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 廃棄物処理計画に関すること	<p>【共通事項】</p> <p>中間処理施設において、資源化促進及び施設の円滑な運営のためには、住民・事業者の排出段階における排出抑制・資源化・減量化・分別の細分化等が必要不可欠である。そのため、組合・各町村、住民・事業者の役割分担を明らかにし、相互の運営協力を基本としながら、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を定めている。</p>	<p>【共通事項】</p> <p>中間処理施設において、資源化促進及び施設の円滑な運営のためには、住民・事業者の排出段階における排出抑制・資源化・減量化・分別の細分化等が必要不可欠である。そのため、組合・各町村、住民・事業者の役割分担を明らかにし、相互の運営協力を基本としながら、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を定めている。</p>	<p>廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。</p>	<p>【名称】 ときがわ町一般廃棄物処理計画（実施計画）は合併時2月1日に告示する。</p> <p>【内容】 収集運搬計画 中間処理計画 最終処分計画</p>
3 粗大ごみ収集運搬手数料	<p>【収集回数】 毎月1回 1回5品目まで</p> <p>【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収</p>	<p>【収集回数】 隔月1回 1回5品目まで</p> <p>【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収</p>	<p>粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。</p>	<p>【収集回数】 毎月1回 5品目まで</p> <p>【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
5 ごみ減量化対策事業（啓発活動・排出抑制）	<p><b>【取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付</li> <li>・廃品回収実施団体奨励金交付</li> <li>・広報紙及び回覧によるごみ分別の啓発</li> </ul>	<p><b>【取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付</li> <li>・資源回収実施団体奨励金交付</li> <li>・広報紙及び回覧によるごみ分別の啓発</li> <li>・ごみ減量化の工夫について、カレンダーに記載</li> </ul>	ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。	<p><b>【取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付</li> <li>・資源回収実施団体奨励金交付</li> <li>・広報紙及び回覧によるごみ分別の啓発</li> </ul>
6 集団資源回収事業	<p><b>【対象団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 P T A その他地域的団体で次の要件を備えたもの</li> <li>　　村に登録した団体</li> <li>　　回収は年 2 回以上実施</li> <li>　　地域住民自らの手で継続して実施</li> <li>　　古紙類等の回収を業としないこと</li> </ul> <p><b>【対象品目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類</li> <li>・繊維類</li> <li>・金属類</li> <li>・ビン類</li> </ul> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類、繊維類、金属類</li> </ul>	<p><b>【対象団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とせず、資源回収を年 1 回以上自らの手で実施する団体</li> </ul> <p><b>【対象品目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類</li> <li>・衣類</li> <li>・アルミ缶</li> <li>・ビン類</li> </ul> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙、衣類</li> </ul>	集団資源回収事業については、合併時に再編する。	<p><b>【対象団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 P T A その他地域的団体で次の要件を備えたもの</li> <li>　　町に登録した団体</li> <li>　　回収は年 1 回以上実施</li> <li>　　地域住民自らの手で継続して実施</li> <li>　　古紙類等の回収を業としないこと</li> </ul> <p><b>【対象品目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類</li> <li>・繊維類</li> <li>・アルミ缶</li> <li>・ビン類</li> </ul> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類、繊維類、アルミ缶</li> </ul>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	<p>7円 / kg</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類 7円 / 本</li> </ul> <p>1団体につき年間支払い限度額 400,000円</p>	<p>・アルミ缶 20円 / kg</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類 9円 / 本</li> </ul> <p>1団体につき年間支払い限度額 500,000円</p>		<p>7円 / kg</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類 7円 / 本</li> </ul> <p>1団体につき年間支払い限度額 400,000円</p> <p>玉川村実施の団体育成費は廃止する。</p>
7 一般廃棄物収集運搬許可	<p>【許可業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ 4社</li> <li>・浄化槽汚泥 3社</li> <li>・雑排水 1社</li> </ul> <p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請手数料 5,000円</li> <li>・許可証再交申請手数料 2,000円</li> </ul>	<p>【許可業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ 6社</li> <li>・浄化槽汚泥 2社</li> <li>・雑排水 1社</li> </ul> <p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請手数料 5,000円</li> <li>・許可証再交申請手数料 2,000円</li> </ul>	<p>一般廃棄物収集運搬許可について は、合併時に再編する。</p>	<p>【許可業者】</p> <p>2村の許可期間が残る許可業者は、その残存許可期間のみ、その許可区域に限り新町に引き継ぎ許可する。</p> <p>【手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可申請手数料 5,000円</li> <li>・許可証再交付申請手数料 2,000円</li> </ul>

協定項目 22 - 18 環境対策事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 78ページ)

協定項目 No. 22-18 環境対策事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 公害防止協定	<p>【共通事項】 公害を発生させるおそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 該当なし</p>	<p>【共通事項】 公害を発生させるおそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 玉川村開発指導要綱 公害防止協定書</p>	公害防止協定については、合併時に再編する。	玉川村の例により、実施する。

協定項目 22-20 商工、観光事業の取扱いについて  
(第3回会議資料 86ページ)

協定項目 No.22-20 商工、観光事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 融資制度	<p>【名称】 都幾川村小口金融 融あっせん制度</p> <p>【内容】 村内において事業を営む中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資斡旋を行う。</p> <p>【融資額等】 (1)貸付限度額 3,000千円 (2)貸付期間 運転資金 60か月 設備資金 60か月</p>	<p>【名称】 玉川村小口金融 あっせん制度</p> <p>【内容】 村内における中小企業者の経営の安定を図るため、資金の融資斡旋を行う。</p> <p>【融資額等】 (1)貸付限度額 3,000千円 (2)貸付期間 運転資金 60か月 設備資金 84か月</p>	<p>融資制度については、合併時までに再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。</p>	玉川村の例により、実施する。

協定項目 22 - 26 学校教育事業の取扱いについて  
(第2回会議資料 87ページ)

協定項目 No. 22-26 学校教育事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 教育委員に關すること	<p>【報酬】 委員長 年額 238,000 円 委員長代理 年額 198,000 円 委員 年額 187,000 円 【費用弁償】 1日につき 委員長・委員 2,200 円</p>	<p>【報酬】 委員長 年額 235,000 円 委員長代理 年額 195,000 円 委員 年額 183,000 円 【費用弁償】 1日につき 委員長・委員 2,200 円</p>	教育委員に關することは、合併時に再編する。	<p>【報酬】 委員長 年額 238,000 円 委員長代理 年額 198,000 円 委員 年額 187,000 円 【費用弁償】 1日につき 委員長・委員 1,000 円</p>
3 奨学資金	該当なし	<p>【奨学資金の貸付け】 (1) 普通奨学資金 高等学校 年 12 万円 大学 年 24 万円 大学(短大) 年 24 万円 大学(医科・歯科) 年 60 万円 高等専門学校 年 24 万円 専修学校・各種学校(高等課程) 年 12 万円 (専門課程) 年 24 万円 (2) 特別貸付(入学初年度に 1 回に</p>	奨学資金は、合併時までに再編する。	玉川村の例により、実施する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 要保護・準要保護児童生徒の就学援助	<p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助基準単価と同じ</li> <li>平成16年度支給対象児童・生徒数</li> <li>・小学校 13人</li> </ul>	<p>交付)</p> <p>高等学校 10万円</p> <p>大学 30万円</p> <p>大学(短大) 16万円</p> <p>大学(医科・歯科) 150万円</p> <p>高等専門学校 12万円</p> <p>専修学校・各種学校(高等課程) 10万円</p> <p>(専門課程) 16万円</p> <p><b>【基金】</b></p> <p>特別会計基金の額は、1億円</p> <p><b>【認定】</b></p> <p>奨学資金の決定等は、関口茂八奨学生選考委員会により決定する。</p> <p><b>【貸付対象】</b></p> <p>住所を有する者</p>		
	<p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助基準単価と同じ</li> <li>平成16年度支給対象児童・生徒数</li> <li>・小学校 9人</li> </ul>	<p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助基準単価と同じ</li> <li>平成16年度支給対象児童・生徒数</li> <li>・小学校 9人</li> </ul>	<p>要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。</p>	<p>【支給金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童生徒については、国の補助基準単価と同額で実施する。</li> <li>・準要保護児童生徒についても、要</li> </ul>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
5 特殊教育児童生徒の就学補助	<p>(全児童の3.0%) ・中学校 15人 (全生徒の5.0%)</p> <p>【支給金額】 ・要保護児童生徒の就学援助の基準単価と同額 平成16年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 7人 (全児童の1.6%) ・中学校 1人 (全生徒の0.3%)</p>	<p>(全児童 2.9%) ・中学校 3人 (全生徒の1.7%)</p> <p>【支給金額】 ・国の補助基準単価と同じ 平成16年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 4人 (全児童の1.2%) ・中学校 0人 (全生徒の0.0%)</p>		保護児童生徒の補助基準単価と同額とする。
8 語学指導助手に 関すること	<p>【概要】 小・中学校の英語学習の指導助手 招致青年ALT (外国語指導助手) 1人 給料 年額360万円 (手取り額) 住居 村営アパートに入居 家賃 月額10,000</p>	<p>【概要】 小・中学校の英語学習の指導助手</p>	外国青年招致事業に関することは、合併時に再編する。	ALT1人と民間委託にて対応する。なお、平成18年度中にALTを1人増員し、民間委託分を減員する。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
10 就園奨励費援助	<p>円 ( A L T 負担)</p> <p>契約期間 毎年 7 月末から翌年 7 月末までの 1 年間</p> <p>【民間委託】 委託業者 1 社 契約期間 17 年 4 月から 18 年 3 月 契約金額 1 回 11,655 円</p>	<p>【民間委託】 委託業者 1 社 契約期間 17 年 4 月から 18 年 3 月 契約金額 1 回 11,655 円</p>		
	<p>【補助対象者】 都幾川村に住民登録している満 3 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児</p> <p>【内容】 都幾川村に住民登録している園児の保護者に対し村民税の課税状況に応じ補助を行う。</p> <p>平成 16 年度 【補助率】 国 1 / 3 【金額】 支給金額</p>	<p>【補助対象者】 玉川村に住民登録している満 3 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児</p> <p>【内容】 玉川村に住民登録している園児の保護者に対し村民税の課税状況に応じ補助を行う。</p> <p>平成 16 年度 【補助率】 国 1 / 3 【金額】 支給金額</p>	<p>就園奨励費援助は、合併時までに再編する。</p>	<p>国の補助基準単価と同額で実施する。</p>

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
11 私立幼稚園園児保護者補助金	<p>3,221,000 円 支給件数 3 9 件 (私立幼稚園)</p> <p>【対象幼稚園】 村内 1 園(私立) 村外 2 園(私立)</p> <p>【補助対象者】 就園奨励費補助対象外の者を対象に、当該年度の 12 月 1 日現在、満 3 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児を私立幼稚園に就園させている保護者</p> <p>【内容】 国の幼稚園就園奨励費補助金に該当しない世帯園児 1 人につき年額 5,000 円を限度とする。</p>	<p>110,140 円 支給件数 4 件(私立幼稚園)</p> <p>【対象幼稚園】 村内 なし 村外 1 園(私立)</p> <p>【補助対象者】 就園奨励費補助対象外の者を対象に、当該年度の 12 月 1 日現在、満 3 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児を私立幼稚園に就園させている保護者</p> <p>【内容】 国の幼稚園就園奨励費補助金に該当しない世帯園児 1 人につき年額 5,000 円を限度とする。</p>	私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。	現行のとおりとする。

協定項目 22-28 文化財保護事業の取扱いについて  
(第2回会議資料 107ページ)

協定項目 No. 22-28 文化財保護事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1. 文化財保護審議会に関することについて	<p>【名称】 都幾川村文化財調査委員会</p> <p>【定数】 7人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬等】 年額 31,500円 【費用弁償】 一日 2,200円 半日 1,100円</p>	<p>【名称】 玉川村文化財保護審議会</p> <p>【定数】 定めなし</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬】 日額 5,600円 【費用弁償】 日額 2,200円</p>	文化財保護審議会については、合併時に再編する。	<p>【名称】 ときがわ町文化財保護審議会</p> <p>【定数】 7人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬】 日額 5,600円 【費用弁償】 日額 1,000円</p>

## 協議第72号

ときがわ町の町章候補の選定について

ときがわ町の町章候補の選定について、次のとおり提案する。

ときがわ町の町章候補については、別紙「ときがわ町の町章選定基準」に基づき、次の5作品の中から選定する。

町章候補 別添「作品A」

別添「作品B」

別添「作品C」

別添「作品D」

別添「作品E」

平成17年10月27日提出

都幾川村・玉川村合併協議会  
会長 関口定男

## 別 紙

### ときがわ町の町章選定基準

#### 第1 選定基準等

##### (1) 原則基準

次の作品は、選定候補から除外する。

現在の都幾川村及び玉川村の村章

全国の既存の市町村章及び他商標等と類似するデザインの作品

自作でなく、または既に発表した作品

用紙の色が白以外の作品及び白色を含め5色以上の作品

モノクロ（白黒）での使用が難しい作品

グラデーション（ぼかし、濃淡の段階的な変化）が含まれている作品

専用の応募用紙、ホームページからダウンロードした用紙（A4判白色用紙に印刷）、A4判白色用紙（おおむね縦横14センチメートルの枠を書いたものを縦長で使用）のいずれかを使用していない作品

用紙1枚につき1作品でない作品

##### (2) 選定基準

候補作品については、次の基準すべてに該当する作品を選定する。

ときがわ町の名称にふさわしい町章であること

地域のイメージにふさわしい町章であること

町旗、徽章等にも使用できるデザインであること

#### 第2 選定方法

##### (1) 第1次選定

幹事会が、全応募作品の中から5点に候補の絞り込みを行う。

その際、デザイン等に關し専門的な知識を有する者に意見及び助言を求めることができるものとする。

幹事会は、町章候補5作品について、全国の自治体の都道府県、市町村章について同一又は類似のものがないかを確認した上で、合併協議会へ提案する。

#### (2) 最終選定

合併協議会において、最終候補5作品の中から各委員（会長を含む。以下同じ。）が2点ずつ選び投票し、最も得票の多かった作品をときがわ町の町章とする。ただし、最も得票の多かった作品の得票数が出席委員の過半数に達しないときは、最も得票の多かった作品及び次点の作品による決選投票を実施し、出席委員の過半数の得票を得た作品をときがわ町の町章に選定する。

また、協議会委員の投票の結果、最も得票の多かった作品の得票数が同数の場合は、決選投票を実施し、出席委員の過半数の得票を得た作品をときがわ町の町章に選定する。

### 第3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、デザイン等に関して専門知識を有するものに依頼し、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で修正できるものとする。

### 第4 選定に際しての留意点

デザインの趣旨については十分留意する。

# ときがわ町町章デザイン募集結果

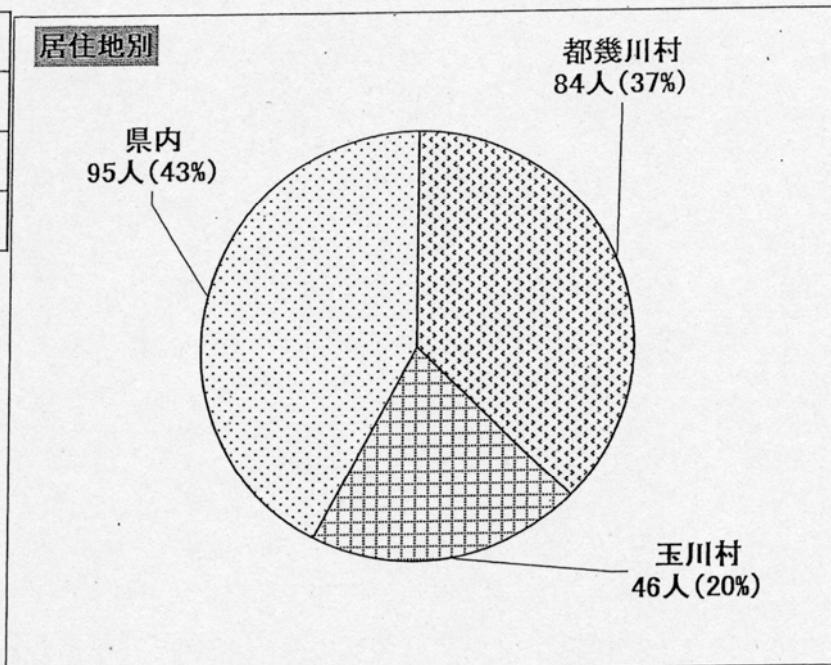
平成17年7月22日～9月2日

1 応募総数 402件

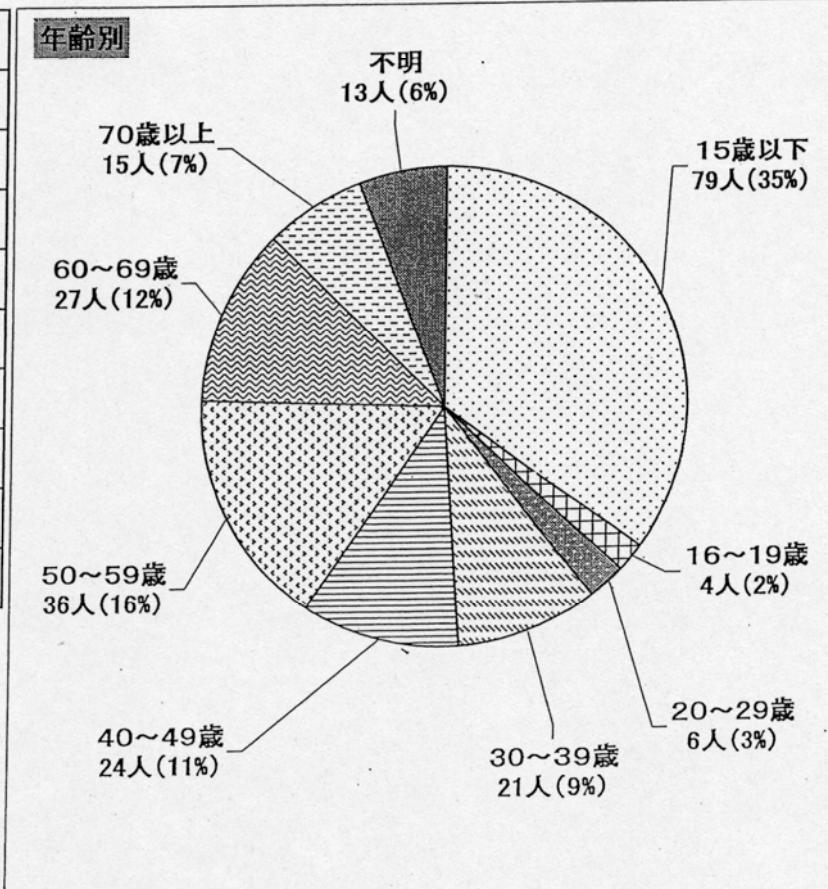
2 有効作品数 389件 (実人数225人)

〔内訳〕

居住地別	
都幾川村	84
玉川村	46
県内	95



年齢別	
15歳以下	79
16～19歳	4
20～29歳	6
30～39歳	21
40～49歳	24
50～59歳	36
60～69歳	27
70歳以上	15
不明	13



3 無効・適用外 13件